

◎新潟県告示第1313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年12月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟五泉間瀬線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
阿賀野市川岡字中通52番1から 同市下一分字蒔田775番2まで	新	(A)6.8～21.0メートル	165.8メートル
		(B)6.8～21.0メートル	168.8メートル
	旧	6.8～21.0メートル	165.8メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。